

## 苫小牧市ゼロカーボン推進事業（省エネ設備導入補助） 交付要領

### 1 事業の目的

市内企業のゼロカーボンに係る取組支援を行うため、CO<sub>2</sub>排出量削減に資する設備の導入する事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

### 2 補助対象者

- ・苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第5条に規定する要件を満たすものとします。
- ・市内に事務所又は事業所を有する中小企業が対象となります。
- ・中小企業の要件は下記「中小企業基本法」の定義において業種に応じたA又はBの要件のいずれかに該当する会社及び個人となります（みなし大企業を含む）。

業種	A	B
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

- ・会社法人以外の法人及び個人事業主は、上記の主たる業種に応じて、要件に該当すれば中小企業となり、該当しなければ対象外となります。
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人は「①製造業その他の業種」の要件を参照してください。
- ・国又は地方公共団体が出資する企業・団体は対象外となります。

### 3 補助要件

次の要件をすべて満たしている設備が対象となります。

- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）22-1に掲げる技術資格を有する者が行う省エネルギー診断を受診し、診断に基づく設備の導入であること。
- ・CO<sub>2</sub>の排出量が現行設備と比較して20%以上削減することが見込まれる設備であること。※照明設備は30%以上の削減を必要とする

- ・補助対象経費の総額が30万円以上（税抜）であること。
- ・補助金交付申請は事業に着手する日の前日までに行うこと。  
※設備の納品又は工事の開始をもって着手とみなす
- ・補助対象経費は事業の用にのみに供する設備であること。
- ・令和9年2月26日までに事業が完了し、報告書を提出すること。  
※事業完了とは、「設置工事」及び「支払い及び領収書受領」の完了を指す

#### 4 補助対象設備

補助対象設備は、表1に掲げる設備となります。ただし、下記条件を満たすこと。

- ・未使用品であること（中古品・リースは対象外）。
- ・既存設備の更新であること。

（表1 補助対象設備）

(1)	照明設備
(2)	空調設備
(3)	給湯設備
(4)	業務用冷凍冷蔵庫
(5)	ボイラー設備
(6)	その他省エネルギー診断の結果に基づき導入する設備・機器

#### 5 補助対象経費

補助対象経費は表2に掲げる経費となります。ただし下記条件を満たすこと。

- ・国・道からの補助金がある場合は、補助対象経費から控除すること。
- ・消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めないこと。
- ・省エネ診断に係る診断費用は補助対象経費に含めないこと。
- ・補助事業の実施については、要綱第6条第2項のとおり、特定の事業者でなければ実施できない場合等を除き、市内に事業所を有する事業者を活用すること。
- ・2社以上の事業者の見積書を添付すること。少なくとも内1社は市内事業者から見積りを徴取すること。

（表2 補助対象経費）

工事費	補助事業の実施に必要な設備・機械の設置工事等に要する経費
設備費	補助事業の実施に必要な設備・機械の購入等に要する経費

業務費	補助事業の実施に必要な設備・機器に係る調査・設計等に要する経費
諸経費	補助事業の実施に必要な経費

なお、補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して整理され、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

また、事業の対象となる経費に次のものは含みません。

- (1) 土地購入費
- (2) 建物及び設備賃借料
- (3) 各種手数料
- (4) 各種保険料
- (5) 水道光熱費及び人件費

## 6 補助金額

補助率	2分の1		
補助上限額	事業所全体の 省エネ診断	照明以外の設備を含む	100万円
		照明設備のみ	80万円
	設備単位の 省エネ診断	照明以外の設備を含む	50万円
		照明設備のみ	40万円

※千円未満の端数切捨て

## 7 交付申請

### (1) 申請期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

### (2) 申請方法

- ・申請書類は、下記宛先に申請事業者が直接持参し提出してください。
- ・受付順の管理上、原則、郵送は不可とします。
- ・持参が困難な場合は郵送による提出を可としますが、郵便到着日中に予算額に達した場合は、持参により提出された申請書を優先することをご了承ください。
- ・申請書は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

※代理申請及びEメールによる提出は不可とします。

<申請書受付・問い合わせ窓口>

苫小牧市役所 7階 産業経済部 企業政策室 工業雇用政策課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6432

各様式は苫小牧市公式ホームページ（工業雇用政策課）に掲載されています。

URL：<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/kosho/rodokoyo/hojoseido/r8support.html>

- ・申請書類は返却しませんので、必ず写しを保管してください。
- ・同一法人・事業者での申請は、1申請に限ります。ただし、苫小牧市立地企業サポート事業の他事業との併用は可能です。

(3) 申請書類（全て写し可）

①補助金交付申請書（様式第1号）

②事業実施計画書（様式第1号 別紙1－①、②）

③補助対象経費予算内訳書（様式第1号 別紙3）

④必要経費の見積書

⑤法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

⑥市税納付状況調査同意書

⑦重要事項説明書

⑧導入する設備の仕様が分かる書類

※メーカーや能力が分かる製品カタログ、製品を紹介しているホームページ等

⑨既存設備及び新規設備設置予定場所の現況写真

※事業所の外観写真も含めて提出してください

⑩設備設置予定場所の配置図

※事業所全体の配置図により設置場所を示してください

⑪省エネルギー診断の診断結果書類

※省エネルギー診断は過去3年以内に受診したものが有効

※診断を行った者の技術資格を有することが確認できるものの写し（資格証・身分証など）

※事務所全体または申請する設備を対象としたもの

※参考書類（別表1）に類する内容の診断書を提出すること

⑫CO<sub>2</sub>の削減量を示す資料

※導入前後の設備のCO<sub>2</sub>排出量及び削減量を示した資料。任意の様式で構いません

⑬その他市長が必要と認める書類

※上記提出資料で事業内容が確認できない場合に、追加で書類等を提出いただく場合があります

(4) 採択方法

申請書について、事業の要件を満たすか、目的に沿っているか等を確認します。必要に応じ、申請書の内容についてヒアリングを行います。

採択は、先着順に交付決定し、予算がなくなり次第、募集を締め切ります。

## (5) 結果の通知

- ①申請者に対して、結果を文書にて通知します。
- ②採択となった場合には、企業名、代表者名、住所、業種、資本金、従業員数、事業計画名、事業概要等をホームページで公表することがあります。

## (6) その他

対象と認められた経費について上限額まで補助します。ただし、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

## 8 変更・中止

### (1) 提出期間

補助金交付決定後、決定内容に変更等が生じた場合は、必要書類を速やかに提出し市長の承認を受けることが必要です。

### (2) 提出方法

- ・報告書類は、上記宛先に申請事業者が直接持参し提出してください。
- ・持参が困難な場合は郵送による提出を可としますが、提出前に必ず工業雇用政策課にご相談ください。
- ・報告書は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

### (3) 提出書類

①補助金事業変更申請書（第2号様式）又は補助金事業中止承認申請書（第3号様式）

②変更後の事業計画書

③変更後の見積書

※計画の変更により補助金交付決定額を増額することはできません

※事業の目的の変更を伴わない10%以内の費用の減少の場合の申請は不要です

## 9 実績報告

### (1) 報告期間

補助事業が完了した後、必要書類を速やかに提出してください

### (2) 報告方法

報告書類は、申請時同様（上記宛先）に申請事業者が直接持参し提出してください。郵送は不可とします。報告書は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

- ・報告書類は返却しませんので、必ずコピーをして保管してください。

### (3) 報告書類

①補助金完了報告書（様式第4号）

②事業結果報告書（様式第4号 別紙1）

③補助対象経費決算内訳書（様式第4号 別紙3）

④事業に係る経費の領収書の写し

※銀行振込の証明書類も可。手形・小切手による支払いは不可

⑤事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料

※導入後設備の写真、導入場所等

(4) 完了検査

報告書類を確認後、必要に応じて完了検査を実施し、導入設備について確認を行います。

(5) 補助金の確定・交付

①申請者に対して、内容を審査のうえ、文書にて通知します。

②審査の結果、補助対象外経費を含むことが判明した場合は、補助対象の範囲内で額を確定します。

(6) その他

対象と認められた経費について上限額まで補助します。ただし、予算の都合等により申請額が満額交付されない場合があります。

## Q & A (令和8年4月1日更新)

### Q 1 省エネルギー診断とは何か

技術資格を有する者が、工場や事業所に伺い、省エネに係る具体的な改善事項の提案や、改善に必要な費用と回収期間の試算などを行い、最適な省エネ対策を提案するものです。

### Q 2 過去に省エネ診断を実施したが、再度実施する必要があるか

過去3年以内に省エネ診断を受け、設置効果が認められた設備の導入であれば再度実施する必要はありません。

### Q 3 省エネ診断の手配はどのように行えばよいか

【ゼロカーボン支援コンサルティング事業】

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/shinkoshien/zerocarbon.html>

【省エネルギー診断の案内（経済産業省北海道経済産業局）】

<https://shoeneshindan.jp/>

その他、省エネ診断が実施可能な民間企業者などで受診してください。（当市で民間の団体や事業者を紹介することはできません）

### Q 4 省エネ診断の実施範囲は

実施範囲により、補助上限額が異なります。

- (1) 事業を実施する施設全体の省エネ診断 100万円（LED照明のみは80万円）
- (2) 申請する設備のみの省エネ診断 50万円（LED照明のみは40万円）

### Q 5 提出する省エネ診断報告書は市で書式があるのか

省エネ診断の書式は任意です。ただし、以下の点が診断書に記載されている必要があります。別表1の診断書見本を参考としてください。

- (1) エネルギーの使用状況
- (2) 省エネルギー改善提案一覧
- (3) 提案設備における二酸化炭素削減効果
- (4) 技術資格を有した者が診断を行ったことが記載されていること。

**Q 6 民間事業者が実施する省エネ診断は対象となるか**

対象となります。

ただし、エネルギー管理士等の専門資格を有する者が実施する必要があります。

**Q 7 インターネット等のできる省エネセルフ診断は対象になるか**

対象外です。

**Q 8 省エネ診断の報告書に記載のない設備を導入したいが対象となるか**

対象外です。省エネ診断の報告書に記載のある設備が対象となります。

**Q 9 省エネ診断で複数の対策を提案されたが、提案された設備の導入又は改善の全ての対策を実施する必要があるか**

報告書に記載された1つの設備導入のみを実施する場合も申請が可能です。

**Q 10 省エネ診断の提案書と同等の性能を有する別の設備を導入することも対象となるか**

報告書に記載された設備の導入が対象となります。

ただし、同等の性能を有すると確認できる場合は対象となります。

**Q 11 対象となるのは苫小牧市内の事業所で行う事業のみか**

苫小牧市内の事業所で行う事業が対象になります。

市外に導入する設備は対象外です。

**Q 12 申請は何回も可能か**

同事業への交付申請は1事業者1申請となります。

ただし、申請内で複数の設備を導入することは可能です。

**Q 13 交付決定は申請の受付順か**

申請受付順（書類不備等がある場合を除く）に交付決定を行います。

予算が上限に達した場合は、申請受付を終了します。

**Q 1 4 省エネ診断に係る費用は対象となるか**

対象外です。

**Q 1 5 省エネ診断を行ったが、事業実施は見送ることにしたが診断費用のみは対象となるか**

対象外です。

**Q 1 6 複数の機器を更新する場合、更新する設備単体で CO<sub>2</sub> を 2 0 % 以上削減しなければならないか**

更新する設備単体で CO<sub>2</sub> 削減量が 2 0 % (LED 照明は 3 0 %) 以上の削減が必要です。

**Q 1 7 事業が年度内に終わらなかった場合はどうなるか**

年度内に事業が完了（支払又は領収証の受領）する事業が対象となります。年度内完了しなかった場合は交付取り消しとなりますのでご注意ください。

**Q 1 8 補助金の返還が求められることはあるか**

補助事業により取得し、又は効果の増加した財産について、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、又は廃棄しようとするときは、処分の制限や補助金の返還等が生じる場合があります。